

令和元年台風第19号に係る災害復旧と防災減災に関する意見書

令和元年台風第19号により、関東甲信越や東北のみならず広範囲にわたり甚大な災害が発生した。この台風は関東地方へ上陸した台風として、気象庁が統計を取り始めて以降最大級のものとなった。

本市でも、警戒レベル5に相当する気象情報が発表され、河川の氾濫や溢水により、多くの家屋や事業所への床上床下浸水などの被害が発生した。河川の増水による橋梁や堤防の破損、道路も県道小林逆面線など一部が寸断されるなどの損傷も見られ、崖崩れなどによる土砂災害も発生し、インフラにも多くの被害が生じた。また、河川の溢水や逆流などにより、農業用水も溢れ農地や農業施設、農作物への被害も甚大であった。

避難情報についても、平成30年7月に西日本を中心に発生した豪雨災害の反省を踏まえ運用されているが、レベル4において「避難勧告」と「避難指示」が含まれ、2つの避難情報の違いが伝わりにくいなど、住民が迷い、避難のおくれや避難できない状況も発生した。

今回の災害により、数多くの被害が発生し市民生活に多大なる影響を及ぼすとともに、避難のあり方における課題もあらわとなった。本市としても市民の生命と財産を守り、生活への影響を最小限にとどめるべく、全力を挙げ対応しているところではあるが、国そして県による強力な支援と制度の改善も必要不可欠であると考えます。

よって、国及び県においては、近年頻発する大型台風やゲリラ豪雨などの災害にも耐え得る防災減災対策と、災害復旧復興に対し最大限の支援が得られるよう、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 県及び市町が行う応急対策や被災者の救援等、災害復旧に多額の経費を要するため、特別交付税の配分や災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に向けた特段の措置を行うこと。
- 2 道路や河川などの公共インフラへの被害に対し、早期復旧復興への支援を行うこと。
- 3 農地や農業用施設などの復旧や、農作物及び農業用機械等の被害への支援策を拡充すること。
- 4 田川や姿川を初めとする一級河川や主要道路の復旧事業の実施に際しては、必要に応じ原形復旧だけではなく改良復旧を積極的に推進するとともに、これらに要する十分な事業費を確保すること。
- 5 土砂災害危険箇所へ防災減災対策を講ずること。

- 6 被災者の生活再建と被災建物の復旧が迅速にできるよう，災害救助法・被災者生活再建支援制度・災害援護資金貸付金制度等について，早期の対応と，被災地の実情を踏まえ基準と制度の弾力的な運用を行うこと。
- 7 事業者には甚大な被害が生じているため，本災害により影響を受けた事業者が迅速に再開できるよう，必要な支援を行うこと。
- 8 被災市町が実施する災害等廃棄物処理事業について，予算の確保と早期の採択を行うこと。
- 9 警戒レベルや避難情報を，誰もが理解した上で迷わず適切な避難行動に移せるよう，内容の改善を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和元年11月5日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
総務大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
栃木県知事		
衆・参両議院議長		